

岩手県告示第515号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更し、一関都市計画区域、千厩都市計画区域及び東山都市計画区域を一の都市計画区域とする。

平成23年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更に係る都市計画区域の名称 一関都市計画区域
- 2 変更に係る土地の区域
  - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし
  - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域 なし